

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第166号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条の表児童相談所の款支援課の項中「判定係」を「心理支援係」に改め、同表中

「

知的障害者更生相談所	
総合療育所	管理係

を

」

「

発達相談所	発達相談課	支援係 相談判定係
	診療療育課	管理係

に改める。

」

第2条第1項中 「所長 3人」「所長 2人」を「6人」に、「3人」「課長 5人」に、「8人」に改め、同条第2項中「及び計理係長」を削り、「知的障害者更生相談所に副所長、総合療育所に次長及び」を「診療療育課に」に改め、同条第4項中「に課長補佐」の右に「、担当課長補佐又は担当係長」を加え、同条第5項及び第6項を削り、

同条第7項中「課に」の右に「担当課長又は」を加え、同項を同条第5項とする。

第3条第3項中「及び計理係長」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を削り、同条第7項中「担当課長補佐」を「担当課長、担当課長補佐」に

改め、「及び計理係長」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第8項を第6項とし、第9項を第7項とする。

第4条第2項中「課長補佐」の右に「、担当課長補佐」を加え、「計理係長」を「担当係長」に改め、同条第3項中「係長」の右に「、担当係長」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、課長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長、担当係長又は主席児童福祉司がその職務を代理する。

第4条第4項を削り、同条第5項中「総合療育所長」を「発達相談所長」に、「次長が」を「主管事務につき、課長が」に、「次長に」を「課長に」に、「管理係の事務については所長補佐又は管理係長が、その他の事務については」を削り、「つき」の右に「、課長補佐、」を、「担当課長補佐」の右に「、係長」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第5条総務課の項に次の1号を加える。

(6) 児童療育所に関すること。

第5条児童相談所の款相談課の項第1号に次のただし書を加える。

ただし、発達相談所の所管に属するものを除く。

第5条児童相談所の款相談課の項第2号中「総合療育所」を「発達相談所」に改め、同項第3号、第5号及び第6号に次のただし書を加える。

ただし、発達相談所の所管に属するものを除く。

第5条児童相談所の款相談課の項第8号中「徴収額の決定」を「徴収」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、発達相談所の所管に属するものを除く。

第5条児童相談所の款相談課の項第9号を削り、同項第10号に次のただし書を加える。

ただし、発達相談所の所管に属するものを除く。

第5条児童相談所の款相談課の項第10号を同項第9号とする。

第5条児童相談所の款支援課の項第1号中「精神衛生」を「精神保健」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、発達相談所の所管に属するものを除く。

第5条児童相談所の款支援課の項第2号に次のただし書を加える。

ただし、発達相談所の所管に属するものを除く。

第5条児童相談所の款支援課の項第3号を削り、同項第4号中「総合療育所」を「発達相談所」に改め、同号を同項第3号とする。

第5条知的障害者更生相談所の項及び総合療育所の項を削る。

第5条児童相談所の款の次に次の款を加える。

#### 発達相談所

##### 発達相談課

- (1) 障害児及び知的障害者の福祉に関する調査、研究、統計並びに資料の収集及び提供に関すること。
- (2) 障害児及び知的障害者に関する相談に関すること。
- (3) 障害児の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること。
- (4) 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれに付随する指導に関すること。
- (5) 障害児及び障害児の保護者に対する指導に関すること。
- (6) 障害児に係る児童記録票の管理に関すること。

- (7) 法による児童デイサービス及び児童短期入所に関すること。
- (8) 法による保護を要する障害児の措置に関すること。
- (9) 法による知的障害者施設等（京都市児童福祉法等施行細則第2条第1項第1号に規定する知的障害児施設等をいう。以下同じ。）の長等に対する指示又は報告の徴収に関すること。
- (10) 障害児の知的障害児施設等への入所等の措置に係る費用の徴収に関すること。
- (11) 障害児及び知的障害者に関する福祉関係機関との連絡に関すること。
- (12) 児童福祉関係機関及び児童福祉関係諸団体に対する障害児の福祉に係る指導に関すること。ただし、診療療育課の所管に属するものを除く。

#### 診療療育課

- (1) 患者の受付に関すること。
- (2) 児童及び知的障害者の診療、指導及び看護に関すること。
- (3) 臨床検査に関すること。
- (4) 調剤及び製剤に関すること。
- (5) 薬品及び診療材料の出納及び保管に関すること。
- (6) 児童福祉関係機関及び児童福祉関係団体に対する児童の健康に係る指導に関すること。
- (7) 知的障害児通園施設及び盲ろうあ児施設としての事業に係る児童（以下この項において「児童」という。）の健康管理及び生活指導に関すること。
- (8) 児童の療育に関すること。
- (9) 児童の保護者等に対する指導に関すること。
- (10) 心身障害児の指導及び療育に関すること。

第6条第9項第3号中「児童相談所」を「発達相談所」に、「相談課」を「発達相談課」に改め、「第3号」の右に「、第5号、第6号、第11号」を加え「第10号」を

「第12号」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「総合療育所」を「発達相談所の款診療療育課」に改め、同号を同項第4号とする。

第7条中「並びに」の右に「担当課長、」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)